

卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関するヒアリング

KDDI株式会社

2022/11/15

論点1：特定卸電気通信役務の範囲

- 特定卸電気通信役務の範囲の検討にあたって、
以下は「適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」として範囲外とすべきではないか。

1. 電気通信市場における競争が存在しないもの等

- MNOが利用者向けに提供していないもの
- MNOが利用者向けにサービス提供しているものであっても利用者数が少ないもの
- MNOが利用者向けサービス提供の終了を予告している、もしくは終了を予定しているもの
- MVNOからの提供要望の明確な意思表示がない場合

2. 個別ソリューションにより実現したもの

- 個別MVNO・パートナー企業の要望を踏まえて提供しているもの
 - ✓ 相対先との個別ソリューションにより提供しているサービスを実現するためのノウハウ(*1)
 - ✓ パートナー企業と連携し、業種・業態ごとの課題に最適なネットワーク(*1)を構築した新規ビジネス等

*1：設備、端末、ネットワークの構成、スペック、設定値等を個別カスタマイズして提供するもの

多様なパートナーとの卸取引によるサービスの創出事例

- 弊社は、多様なパートナー企業と連携し、業種・業態ごとの課題に最適なネットワークを構築した新規ビジネスによって多様なサービスを提供

セキュリティ分野



位置追跡サービス

24時間子供や高齢者の位置確認や盗難、強盗対策等安全・安心にかかる警備のプロの駆けつけサービスを提供

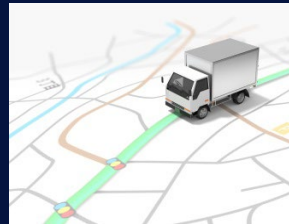
自動車分野



総合テレマティクスサービス

リアルタイムプローブや事故・急病時に車両の位置情報の発信等のサービスを提供

物流分野



業務用テレマティクスサービス

運転操作情報の分析レポートをオンデマンド提供
(トラックの燃費、CO2・NOx・PM排出量、アクセル・ブレーキ等)

実証実験

医療分野



ロボットの遠隔操作

熟練医師が遠隔で手術支援ロボットを操作。また、リアルタイムに複数拠点へ映像を配信し手術指導が可能であることを確認

実証実験

ゲーム分野



ゲームストリーミング

自宅にあるゲーム本体を外先先のスマートフォンから操作し、高精細なゲームグラフィックを用いたゲームをスムーズに操作できることを確認

論点2：提示される情報の範囲

- 特定卸電気通信役務の提供にかかる事業者間協議の円滑化に資する事項は以下が考えられるのではないかと。

基本的な考え

- 特定卸電気通信役務の提供にかかる事業者間協議の円滑化に資する事項については、MVNOガイドラインにおいても規定されている、標準的な料金や、回収すべき費用項目が適当。

- 他方、特定卸電気通信役務に該当しない場合においても、新たに提供される役務についてはイコールフットイングの観点から、MNOのサービス提供と同時期にMVNOも利用者にサービスが提供できるよう、MVNOの対応期間を勘案し、協議の端緒となりうる情報を遅滞なくMVNOに提供すべきことをガイドラインなどに盛り込むことが望ましい

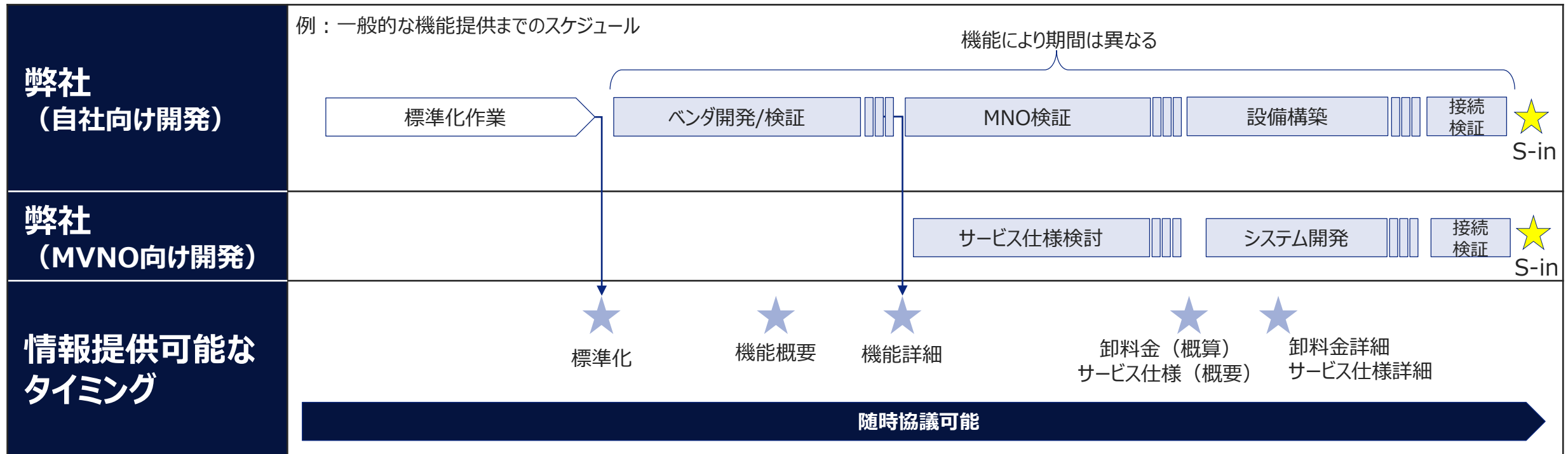
2022年10月9日 接続料の算定等に関する研究会(第63回) 一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO委員会資料より

第63回 ヒアリングにおける MVNO委員会 意見に対する考え

- 特定卸電気通信役務に該当しないものまで、ガイドラインや法令等にて規制を設けるべきではない。
- 新たに提供される役務については、国際標準化が未完了、ベンダー実装が確定していない等の外部要因によってMNOの仕様が確定していない場合があるため、予め開示内容や開示時期についてガイドラインや法令等にて義務づけることは慎重な議論が必要。
- なお、情報開示が困難であることを理由に協議自体を拒むものではなく、個別協議における卸先事業者との対話の中で、その時点において提供可能な情報を開示し、協議の円滑化に努めていく所存。

【参考】新機能における一般的な開発の進め方

- 国際標準化およびベンダ実装を踏まえた上で、弊社の設備構築やシステム開発検討を行うため、**提供までの情報開示スケジュールを予め定めることは困難な状況。**
- さらに、国際標準化作業の完了時点では、当該機能を用いたサービス仕様や提供料金は定まっていないため、**サービス開始時期や機能の全体像を提示することも困難な状況。**
- その時点において提供可能な情報を協議の中で開示し、協議円滑化に努めていく所存。**





論点3：正当な理由の範囲（役務提供を拒める理由）

- 以下に該当する場合は、役務提供を拒める理由に一定の合理性があるのではないか。

1. 電気通信事業法第32条等の接続拒否事由の準用

- MVNOが負担すべき金額の支払いを怠り、または怠るおそれがあること
- 設備の改修が技術的または経済的に著しく困難であること
（国際標準化されていない、ベンダー実装が確定していない等）

2. 個別ソリューションと同条件での提供が求められた場合

- 個別MVNO・パートナー企業の要望を踏まえて相手先との個別ソリューションにより提供しているもの
 - ✓ パートナー企業と連携し、業種・業態ごとの課題に最適なネットワーク(*1)を構築した新規ビジネス等
- *1：設備、端末、ネットワークの構成、スペック、設定値等を個別カスタマイズして提供するもの



論点3：正当な理由の範囲（情報提供を拒める理由）

- 仮に情報開示を行う場合、以下に該当する項目は、提供を拒める理由に一定の合理性があるのではないか。

1. MNO間の競争領域に関わる内容

2. インサイダー情報に関わる内容（自社、パートナー企業含む）

（例）

- ✓ 利用者向けサービスの報道等公表時期
- ✓ 利用者向けサービスの提供開始時期
- ✓ 利用者向け料金、サービス詳細



その他論点：モバイル音声卸の標準的な料金の公表

論点

- 全ての第二種指定設備設置事業者が公表することを前提とすれば、モバイル音声卸の標準的な料金を公表することができるのではないかと。

- モバイル音声卸の標準的な卸料金の公表について、弊社は全指定設備設置事業者の公表を前提に検討することを提案しておりますが、他MNOの意見も踏まえて丁寧な議論が必要。

NTTドコモ

提供料金の公表によって、一次MVNOの仕入れ値が二次MVNOに明らかになることについて配慮が必要。

ソフトバンク

卸役務は、民民での協議により相対的に提供条件を整理することが原則であることから、競合他社であるMNO含め、標準的な提供条件を知り得るような形で広く一般に公開することは不要。
また、公表せずとも、現時点ですでにMVNOが必要な情報を適切に入手することが可能な状況にある。



その他論点：指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化の進展状況。

論点

□ 指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展はあったか

- モバイル音声卸の標準料金は従来より低廉化。
さらに、協議によって提供料金や提供条件の柔軟化が進展。

基本料
(1回線あたり)

通話料
(30秒あたり)

構成員限り

**弊社は電気通信市場の更なる発展に向けて、
多様なパートナーとともに連携し、
新たなサービスの創出を図っていききたいと考えております。**

**このような創意工夫されたサービスの実現にあたっては、
多様なパートナーとビジネスベースでの卸取引も重要です。**

**この点、卸協議の適正性の確保に係る制度整備の検討にあたっては、
過度な措置によって新たな市場創出の機会を減退させることのないよう、
十分に考慮していただくことを要望いたします。**

**なお、弊社はこれまでもパートナーからのご要望に対して真摯に対応し、
課題解決策をご提案する等、合意形成が図れるよう努めてまいりました。**

**今後もパートナーとの対話において、提供可能な情報を開示し、
協議の円滑化に努めていく所存です。**



光信号分岐端末回線に係る接続料のルールについて

NTT東・西殿のシェアドアクセス分岐端末回線において 接続ルール策定時からの環境変化を踏まえ、現状に合わせたルール見直しを要望

従来の整理

「各事業者が専属的に利用」という
“特殊な状況”

光信号分岐端末回線が、接続事業者の個別の回線設置申込に応じてNTT東・西がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるという特殊な状況



接続事業者が残置維持費を
個別負担

情報通信審議会 電気通信事業部会 答申（2004年12月21日付）
『東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可』
(シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し)

環境変化

2011年
シェアド～フレッツ間転用工事

2014年
コラボ光の台頭

今後
シェアド～コラボ光間転用工事

現在の状況

転用・再利用前提（≠専属的）
により**“特殊な状況”**が解消



従来の接続ルールを
見直すべき状況

NTT東・西殿の2022年度接続料認可申請時の弊社提示意見

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会

東日本・西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）について
【諮問第3148号】

【KDDI意見】

○光信号分岐端末回線の加算料、および光信号引込等設備の維持等に係る負担額について

- 引込等設備に係る維持負担額は、お客様解約後に残置する引込線に対して発生する維持費用であるものの、接続事業者は解約後の利用者から回収できない接続料となります。
- これまでの経緯として、お客様による弊社サービス解約時においては、再利用のケースを想定し、引込線を撤去せず残置しておりましたが、フレッツ光卸であるコラボ光サービスが開始されたこと等により、**接続事業者の残置回線を流用・転用できないサービス変更ケースが増加したことから、残置回線は増え続けている状況**です。
- また、「競争ルールの検証に関するWG」の議論の結果、スイッチングコスト低減によりFTTH市場の流動性が高まることが予想され、それに伴い引込等設備である残置回線数が今後もさらに増えてしまうことにより、シェアアクセスにおける接続事業者への影響が大きくなると考えております。
- 引込等設備の維持負担額はNTT東日本においては▲7円、NTT西日本においては▲3円と下がっているものの、弊社においては現に**接続料の改定率を超える残置回線の増加により、負担総額も年々増加しているため、接続料の更なる低廉化が必要な状況**です。
- 現在事業者間で協議を実施している引込線転用スキームについては、早期実現が重要であると考えておりますが、上記課題を踏まえ、**引込等設備に関する接続料の在り方についても今後検討する必要がある**と考えております。

【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿再意見】

- KDDI株式会社殿の意見に賛同致します。光信号分岐端末回線の加算料、および光信号引込等設備の維持等に係る負担額について、どの様な在り方が望ましいものであるかについて検討が必要と考えます。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

